

第5回農林水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和2年1月31日（金）9:57～12:17
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）佐久間総一郎座長、南雲岳彦座長代理、竹内純子
 - （専門委員）齋藤一志、林いづみ、藤田毅、本間正義、三森かおり
 - （政府）田和内閣府審議官
 - （事務局）小見山規制改革推進室参事官
 - （ヒアリング出席者）公益社団法人日本農業法人協会：井村副会長
公益社団法人日本農業法人協会：互理事
公益社団法人日本農業法人協会：坪谷監事
公益社団法人日本農業法人協会：永井政策提言委員会委員
株式会社プレナス：堀下購買部購買部長
株式会社プレナス：菊池氏（購買部購買課）
株式会社イワイ：岩井代表取締役
株式会社エムスクエア・ラボ：加藤代表取締役
農林水産省：鈴木大臣官房生産振興審議官（兼生産局兼政策統括官）
農林水産省：青山農林水産技術会議事務局研究総務官
農林水産省：山口大臣官房政策課長
農林水産省：松本大臣官房政策課技術政策室長
農林水産省：今野生産局技術普及課長
農林水産省：清野農村振興局整備部地域整備課長
農林水産省：尾崎食料産業局知的財産課長
警察庁：高田長官官房審議官（交通局担当）
国土交通省：猪股自動車局技術政策課国際業務室長
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 農産物検査に係る規制について
 - 2. 農業機械の自動走行の普及促進に向けた取組状況について
 - 3. 農業データの利活用促進に向けた取組状況について
 - （閉会）
5. 議事概要：

○小見山参事官 時間前ではありますが、委員の方もプレゼンターの方も皆さんおそろいですので、第5回農林水産ワーキング・グループを開催します。

以後の議事進行につきましては、佐久間座長にお願いしたいと思います。よろしく願います。

○佐久間座長 本日、新山委員は御欠席となっておりますけれども、議題に入らせていただきます。

議題1「農産物検査に係る規制について」であります。

本日は、農産物検査の現状について、生産者、外食・中食事業者の方からお話を伺います。まずは農産物検査に関する法律制度概要を事務局よりお願いいたします。

○小見山参事官 お手元のパワーポイントで2枚紙、資料1-1で横長の「農産物検査法の概要」に基づいて御説明します。

農産物検査法ですが、農産物検査に関する検査方法、品種、産地、産年、等級等の規格を規定した法律です。食糧管理法廃止の後、食糧法に基づいて計画流通米について国による検査を義務としていましたが、流通や食の多様化を背景に登録検査機関制度を導入して検査を民営化したということです。

具体的にどのような等級があるかというのは、1枚おめくりいただきまして、例えば水稲うるち玄米に関する規格に関しては、1等、2等、3等という形でこれが水分ですとか死米、着色粒、もみ、麦、異物のパーセンテージなどが規定されているということです。

戻っていただきまして、後で御説明もあるかと思いますが、検査結果ですが、流通段階で精米事業者が玄米から精米にする際の歩留まりを判断するために用いられるものであるということですが、食品表示法に基づいて農産物検査を受けない米穀については、消費者向けに品種、産地、産年の3点情報と呼ばれているとのことですが、これを表示してはならないとされていると。また、いわゆるナラシですが、国の交付金、補助金などの交付要件、一定の等級を取ることが交付要件とされているということです。検査対象ですが、米穀を含む記述してあるようなものが対象となっているということです。

過去の見直しの経緯をここに書いていますけれども、先ほど申し上げたとおり、平成7年に食管法の廃止を受けて検査法が改正になり、計画外流通米は任意検査に移行したということです。

平成9年の行政改革会議の最終報告において、民営化、民間移譲を検討する必要があるという見解が示されたということです。行革についての第1次見解においては、産地や流通業者が自らの商品の品質に責任を持つという視点を踏まえて、市場原理を活用して民営化することが必要との見解が示されたということです。

先ほどの食品表示の関係ですが、平成11年に食品表示の義務化が行われ、この中で農産物検査を3点情報表示のための要件と化したと。これが現在の食品表示法に継承されているということです。

平成12年に先ほどの登録検査機関制度が導入されたということにして、平成15年、食管

法の改正で法律上の義務検査が廃止になったと。平成19年に水田経営所得安定対策が導入され、現在のナラシ制度に継承されるということです。

平成22年に規制・制度改革に係る対処方針の中で、米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査、証明以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、検討を行い、結論を得るということになったのですが、平成25年に消費者委員会で検討が行われた結果、実効性のある検査、証明の方法の提案が見込めないことから審議を終了することにされたということです。

平成28年の農業競争力強化プログラムの中では、農産物の規格について、流通ルート、消費者ニーズに即した合理的なものに見直すという文言があるということです。

以上、簡単ですが、御説明しました。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、本日、日本農業法人協会より御要望をお伺いしたいと思います。恐縮ですが、5分程度で日本農業法人協会の皆様、お願いいたします。

○井村副会長 おはようございます。日本農業法人協会副会長の井村辰二郎です。このたびはこのような発言の機会を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。全国の会員を代表して一言御礼申し上げます。

最初に、日本農業法人協会の概要を簡単に説明させていただきます。資料1-2-1の1ページを御覧ください。当協会は、全国にある農業法人及び法人化を施行する担い手農業者を会員としており、昨年12月現在で2,048会員が所属する、今年度で設立20周年を迎える公益社団法人です。主な事業としては、農業法人の経営確立・発展のために行う政策提言、調査研究といった業務のほか、会員法人等担い手農業者の経営改善に資するサービス業務を実施しております。

資料2ページを御覧ください。当協会の組織図になっております。資料下部に記載のとおり、常任理事会の下に4つの委員会を常設しておりまして、私が政策提言委員会の委員長をしております。政策提言活動は、その時々の特ピックスに対してタイムリーに提言を行うほか、年に1回当協会の総会が6月になりますが、その際に1年間の検討の総括として提言書を取りまとめ、農林水産大臣に手交させていただいております。

資料3ページに昨年6月の提言書の概要を掲載してありますので、後ほど御覧いただければと思います。

さて、本日の議題の説明に入らせていただきます。資料4ページを御覧ください。まず、米の流通、検査の現状について、簡単ですが、農林水産省が作成した資料等を利用して、整理いたしました。図1、米の流通の状況を見ると、平成16年から平成29年の14年間において米の出荷・販売量は636万トンから569万トンへと67万トンの減少となっておりますが、このうち農協等を通さずに生産者が消費者や実需者、いわゆる外食産業様に直接販売するものは増加しています。流通量に占めるシェアで見ると、大体35.5から41.1%と5.6ポイントの増加になっております。

図2は米検査数量の推移を記載しております。その年々ではございますが、おおむね500万トン強が検査を受けている状況です。

続きまして、資料の5ページを御覧ください。当協会としては、農産物検査の見直しを重要なテーマと考えており、会員に向けてアンケートを実施いたしました。最初の設問は、当協会の会員の販売先についての質問です。回答数1位は消費者への直接販売で、回答者の75.9%が取り組んでいるということが分かりました。第2位は、食品製造業や外食産業様の実需者への販売で59.8%、農協系統や全集連といった集荷団体は最下位の53.6%となっています。

また、設問2において、実需者や消費者への販路拡大意向を確認したところ、回答者の75.9%が拡大を考えており、縮小意向の回答はゼロでした。

資料の6ページを御覧ください。設問3で実需者・消費者に直接販売をしている会員に、農産物検査法に基づく検査の状況を質問いたしました。72.7%の会員が全量検査を受けているとのことで、販路ごとに検査、未検査を分けている者を加えれば、94.5%の会員が農産物検査法に基づく検査を受検しております。

また、設問4で、全部又は一部について検査を受けている会員に、受検している理由を聞いたところ、取引先から検査を求められているためという回答が64.4%ありましたが、食品表示法に基づく表示の根拠になっているため69.2%、水田活用の直接支払交付金の支払いに係る交付対象要件になっているため48.1%、米の収入減少影響緩和交付金要件になっているため47.1%など、取引先から求められていなくても、補助金等を受けるための要件になっているために検査を受けているものが相当ありました。

なお、食品表示法に基づく表示、産地・品種・産年の3点セットは消費者が求める大きな情報だと認識しています。本当に有益なメリット情報だと思っております。

農産物検査法に基づいて都道府県ごとに産地品種銘柄指定していないと、検査を受けても「その他うるち」と記載しなければいけない制度になっています。例えば、南のほうで作られている「にこまる」という品種があるのですが、この品種は温暖化になっても品質が劣化しない、乳白とか心白の心配がないということで温暖地向けの品種なのですが、例えば石川県で銘柄指定されていなかった場合、石川県でこの「にこまる」を生産しても、その他うるち米でしか流通できません。気候変動が激しく、品種開発が活発になっている昨今、品種の栽培適地が移動することは十分考えられます。通常、産地品種銘柄指定の手続は非常に煩雑で2年はかかると言われており、その点は是非改善が必要ではないでしょうか。私も以前、「みつひかり」という品種を導入したいと思って、実際に石川県で銘柄登録をしようと思ったら、やはり大変障壁がありまして、時間もかかりまして、苦労したのを覚えております。

引き続き、資料の7ページを御覧ください。設問5は農産物検査の受検を国の要件とする必要がないと思うものを聞いたところ、水田活用の直接支払交付金の支払いに係る交付対象要件、47.3%、米の収入減少影響緩和交付金、私たちはナラシと呼んでいるものなの

ですけれども、その要件、43.8%が回答の上位となりました。

交付金の目的が農産物検査法に基づく検査の推進ではないにもかかわらず、交付金交付対象要件になっていることに疑問を持っている会員が多いことがうかがえます。特に、人間が食べるわけでもない飼料用米に検査コストをかけるのは釈然としないところでもあります。

設問6では、現行の農産物検査について質問しました。結果、6割を超える会員がもっと簡素化して、農業者の負担コストを下げるべきと回答しています。

資料の8ページを御覧ください。設問7において、設問6で検査の簡素化を進めるべきとした会員に具体的な項目を聞いたところ、荷作りとか包装が63.8%、品位が57.4%と、荷作り及び包装と品位に対して多くの要望が集まりました。

設問8において、検査に係るコストについて質問しました。検査コストは60キロ当たり200円を超えると答えた会員が最も多く、物流費、保管コストを踏まえれば、60キロ当たり500円から600円を超えるよという回答もございました。不明と答えた会員は、農協出荷の手数料に含まれており、検査コストの内訳が分からないということでした。御存じのように、例えば自動車メーカーのトヨタさんなどは乾いたタオルを絞るぐらいコストに対して真摯に取り組んでいらっしゃいます。私たち農家もお米のコストに対しては、今後、輸出等を踏まえましても研究し、不必要なコストは抑えていきたいというのが会員の総意であります。農業経営を発展させていくためには、コストを削減して所得を増大させていくことが必要であり、この検査コストは決して小さいものではないということを御認識ください。

最終ページは、自由に書いていただいた検査に対する声を掲載しております。時間の都合上全て説明できませんが、検査の見直しや簡素化を求める声が多く出ております。

資料1-2-2を御覧ください。当協会では、アンケートの結果を踏まえて、政策提言委員会、役員会で議論を行い、要請書を作成しましたので、ここにまとめてありますので、御覧いただければ幸いです。時間の関係で読み上げませんが、要約させていただきますと、先ほど御説明したとおり、過去主流であった集荷業者、卸売業者を通した不特定の者に対する流通ではなく、実需者・消費者に対する直接販売が増加し、米の流通は多様化しています。実需者・消費者に直接販売する場合には、相手方のニーズに合った品質を供給できれば問題ありません。しかし、資料1-2-2中段以降に記載したとおり、農産物検査を前提として各種施策が設定されており、農業者が農産物検査を受けることを事実上強制されているような状況があります。結果として、各種コスト負担を農業者が負担し、最終的には消費者にも不利益を強いているものと考えます。生産者と消費者、この2つが前向きに生産して消費できる環境が必要だということだと思います。

ついては、これらの現状を改善するために、裏面に当協会からの要請を4点掲載させていただきました。概略を説明しますと、記載した各種施策について、農産物検査の受検を必須としないようにしていただきたいこと。2、不特定多数の販売先を抱える出荷業者、

卸売業者を通じた流通において一定の検査規格が必要であることは理解します。検査を全て否定するわけではなく、検査も残しながら、可能な限り簡素化を図るとともに、コストが増大するような見直しは行わないでいただきたいこと。例えば、今、カメムシの数とか胴割れの状況が議論されていると聞いておりますが、胴割れが厳しくなるということは、これは当然コストアップにつながってくることでもありますので、この辺は是非慎重に見直していただきたいと思っております。

3番、実需者等から一定の品質の要請があった場合には、農業者が的確に対応できるように品質ごとに測定方法を明確にさせていただきたいということ。

4、以上を踏まえて、農産物検査法の在り方を一から見直していただきたいこととなります。

私からの説明は以上でございます。どうもありがとうございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次に、株式会社プレナス、堀下様、菊池様、お願いいたします。恐縮ですけれども5分程度でお願いいたします。

○菊池氏 株式会社プレナス購買部購買課の菊池亘太と申します。本日はよろしくお願いたします。

まず初めに、弊社の会社概要から簡単に御説明させていただきたいと思えます。

1 ページ目を開いていただきまして、我々は大きく分けて、ほっともっと、こちらがお弁当業態のお店になります。やよい軒、こちらは定食業態のお店、MKレストラン、こちらは鍋の食べ放題などを運営するお店になっています。この大きく分けて3ブランドを運営しております。1980年に九州で弁当事業に参入いたしまして、2020年現在でグループは世界に約3,200店舗を展開しております。

2 ページ目、米との関わりというところですが、日本有数の米どころを中心に、本当に全国各地から年間4万トンの玄米を調達させていただいております。

3 ページ目を開いていただきまして、弊社は全国4カ所に精米工場を構えております。埼玉県と福岡県が自社精米工場になります。大阪に関しては東洋ライス社のりんくうセンターというところ、また、北海道はホクレンさんに精米業務を委託させていただいているということになります。この4カ所で精米したお米を全国各地の店舗に配送しているという形になります。

続いて4ページ目ですが、これはプレナスとしてではなく、社団法人の米食文化研究所というものを設けておりまして、そこが中心になって行っていることなのですが、米文化を継承するという事業を行っていて、簡単に御説明させていただきますと、「棚田の四季」という元総理大臣の細川護熙さんに棚田の絵を描いていただきまして、これが今、弊社の茅場町の本社の8階に展示されております。こういったものであったり、また、フェイスブックやホームページなどでお米の情報を発信したり、産地と共有しながらいろいろな情報を発信しているという事業も行っております。簡単に、そういった会社であるというこ

とを御認識していただければと思います。

その中で、自社の精米工場では、7ページ目のような品質確認を行っております。これは弊社内で定めている基準でもあるのですが、同時に、精米機は東洋ライス社の機械を用いております。東洋ライス社の特許、商標を取得している金芽米というもので販売しております。なので、東洋ライス社の基準でもございます。

この検査項目の残芽率というのは、これは正に金芽米以外にはほとんど関係がないような項目になると思うのですが、金芽米というのは胚芽を残すような精米方法になるのです。なので、玄米の段階で胚芽がどれだけ残っているかということも重視しているという内容になります。

基本的には、定食業態のやよい軒では2銘柄、ほっともっとでは、お弁当としてお持ち帰りいただくことになるので、冷めてもおいしいということで経時劣化に強いお米を含む3銘柄をブレンドしております。

また、その後の店舗でもしっかりとお米の漬け込みから炊飯に至るまでマニュアルを設定して、安全でおいしいお米をごはんとしてお客様に提供できるような体制づくりをしております。

というところなのですが、事前に規制改革推進室のほうから御質問を頂戴しておりましたので、資料1-3-2を見ていただければと思うのですが、農産物検査に関しては、当然、年産であったり銘柄、うるち玄米であることの保証という点であったり、異物混入率や水分値などは等級によって変わってくるので、玄米を買うときの参考とさせていただきます。

また、やはり産地での検査というものは重要であるとも感じていますが、ただ、それはあくまで参考程度にしながら、自社でも検査を行うということは今後も必須になってくると思います。ただ、これについては産地さんや流通業者さんが自らの商品の品質に責任を持つということと全く同じことで、我々も安全な商品をお客様に提供する責任を持っているので、そのダブルチェックというのはこれからも行っていく必要があると思っています。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、最後に、株式会社イワイの岩井様から、恐縮ですけれども、5分程度でお願いしたいと思います。

○岩井代表取締役 おはようございます。私は、おむすび権米衛という業態を国内外、今、約50店舗展開させていただいております岩井健次と申します。

皆さんのほうにも資料を簡単にお配りしておりますけれども、資料に基づいて話をしませんので、すみませんが、私のほうに注目していただければありがたく思います。

私は、もともと住友商事という商社に在籍をしております。ずっとエネルギーの輸入を担当しておりました。駐在したのがサウジアラビアという国でしたので、この国を客観

的に見る機会をいただいて、なぜ私たち日本人はハンバーガー、パスタ、サンドイッチ、ラーメン等、小麦食を食べて、海外から約600万トンの小麦を輸入しているのかと。我々商社がやっていたわけですが、その反面で、自給自足できるお米を減反政策で潰しているという、これはアラブ国家から見ると間違いに等しい行為でございまして、なぜ自給自足できるものを放棄して、海外の輸入に依存するのだということを私も若い頃突きつけられて、何も言えなかったという、自分の原体験から、この国の自給率というものに危機感を持ちました。

今、40%を切っているわけですが、将来の人口の増加、それと環境破壊を考えると、世界的な食糧危機の勃発というのを総合商社は予見していたわけですが、そのときに自分の祖国日本が実は一番危機的な状況にあるということを、私はサウジアラビアで気付いたのがきっかけでした。ですので、お米をもっとたくさん食べてもらって、減反を再生していくような事業、田んぼを一枚一枚回復していく事業、これを何とかやりたいと願って会社を離れたのがきっかけです。

もともと私の父は、陸軍士官学校を出て航空隊に配属されていまして、この国を守るということ、それと食糧と燃料を確保するという、これは絶対国家として必要であるという考えを小さい頃から私はたたき込まれていまして、食糧、燃料、平和と安全は自分たちで守るべきだと。その中で、私は燃料の供給をやっておったのですが、30歳になったのを機に、食糧の分野に身を投じました。

創業以来、ちょうど食管法改正以降に私どもはスタートしまして、今、創業20周年を迎えます。たまたま食管法以降だったということで、一店一店全て生産地と生産者を限定して、全て契約栽培でお願いしますと。

私どもが要求しているのは一等米ではございません。日本一おいしい米です。もともと被害米とかカメムシとかいろいろなものがないという前提で、農家さんには石抜き、色選等の選別をお願いしておりますので、私どもは今まで農家さんと一等米、二等米という議論もしたことございません。というのも、それがかなり農家さんの負担になっている。当然、検査と出入庫、保管といろいろ考えますと、やはり1俵当たり200円前後のコストがかかるということで、それに関しては非常に私どもも、なぜこういうものをしなければいけないのかということは率直に疑問を持っておりました。

たまたま今日呼んでいただきましたので、我々実需者というのは、今の農産物の規制法というのは全く用をなしていないというのが現状でございまして。それよりも我々はもっとおいしさの基準を、消費者が求めているのはおいしさですから、私どもが今、日本一おいしいおむすび、これは世界一おいしいわけございまして、今、ニューヨーク店もパリ店も大成功しております。ニューヨークは出店して3年間で売上げが3倍、パリも出店してわずか1年で売上げが2倍になるという、海外が日本のお米というものに対して着目をしていただいている。それは何かというと、おいしさです。安全であるのは日本の農産物であるならば当然と。私どもは今、大体国内は1,000トンの取引ですが、1割が完全に

有機米・無農薬無化学肥料米、残りの9割も特別栽培ということで、なるべく農薬と化学肥料を使わないでくれということを生産者をお願いして、その代わりに1俵2万4000円という契約価格を保証する。これは創業以来ずっと2万4000円で1俵を買い付けていたもので、一方的に米価が下がっていただけで、私どもは買取り価格を一切変えておりません。その中で農家さんは安心して日本一おいしいお米作りに取り組んでいただく。そういう仕組みの中で私どもは今まで成長させてきていただいております。

今回を機に、こういった今、農家さんの負担になっている検査というものが、我々実需者は全く必要としておりませんので、もし撤廃していただけるのであれば、その分、農家さんの手取りが増えます。買取り価格は2万4000円に変えませんが。最近、物流費が非常に値上がりしてしまっていて、下手すると2倍ぐらいになってきて、私どもも今年から有機米・無農薬無化学肥料米は1俵3万円に価格を値上げしたのです。余りにも配送費が高いということだったので、それを一部補填しようということで2万4000円から3万円に買取り価格を上げたわけですが、それでも売値は1個100円というのは全く変えずに、ニューヨークでは1ドル、パリでは1ユーロという基本価格で、日本のお米を世界の方々に届けたいということで頑張らせていただいております。

ということで、よろしくお願ひします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をよろしくお願ひいたします。

林専門委員、お願ひします。

○林専門委員 御説明ありがとうございます。

食管法なき後、交付金の要件や表示の要件として農産物検査法を残しているということは全く意味がなくて、また、むしろ生産者にとってコストの負担をかけているだけだということは、皆様方の御説明でよく分かりました。

そこで、法人協会さんに質問させていただきたいのですが、農産物検査法によらないで産地とか品種、産年などの情報を担保するということは、現在の例えば米トレサ法などではできないのでしょうか。

○佐久間座長 お願ひいたします。

○井村副会長 私どもは担保できると思っております。私たちは種子の購入履歴から作付の情報、法人では当然全て保管しておりますので、それがエビデンスとなって、優良誤認のないような形で年産、産地、品種名というのは表示できるのではないかとというふうに農林水産省のほうにも投げかけているところであります。

○林専門委員 ありがとうございます。

それに対する農水省の答えは是非機会を設けて聞きたいと思いますが、本当にこんな不合理なことをいつまでも続けてはいけないと思いましたが、ありがとうございます。

○佐久間座長 それでは、次に、藤田専門委員、その後、竹内委員、お願ひします。

○藤田専門委員 ありがとうございます。

検査の現場で、今言った米の年産とか品種がすぐに分かると思えないのですけれども、そこらをどう考えているかが1つと、あとは、実際に余マスがあるわけですね。約1%あるのですけれども、お米の袋を全部割いてサンプルを取るわけですね。あの仕組みが昔から今もずっと続いていて、このコストというのは異常な世界だと思っていますけれども、そこも含めてそれがコストだと思いますけれども、御意見をお願いします。

○佐久間座長 お願いします。

○井村副会長 私もお米の検査官の資格を持っておりまして、実際に農家をしながらほかの農家さんの検査をしております。年産に関しては、目視検査では分からないと思います。これは今の検査法でも年産を確実に見るには、判定液等を使用して古米かどうかを見分けることはできるのですけれども、現場ではなかなかそういうことはしません。

ただ、品種に関して言えば、特徴ある品種については目視で品種が一応分かる。分からないと検査員になれないとなっていて、十数種類のお米、「コシヒカリ」だとか「ひとめぼれ」を並べて、それを何かという試験をしたりとか、そういう工程の下に検査官を育成しております。

ただ、今、「コシヒカリ」系の品種がすごく増えてきまして、やはり私が見ても特徴の似た「コシヒカリ」系の品種は現場ではなかなか、今の検査でも品種というのは担保できないのかなというのは個人的には思っております。ですから、穀物検査の今の仕組みの中で品種を、ましてや県産まで見た目で判断するというのはちょっと非科学的かなというのは個人的に感じております。

何か補足があれば。

○坪谷監事 生産・流通の過程をちゃんと分けけての議論が必要だと思います。例えば、4ヘクタールの生産者が4ヘクタール分の米を出荷する。それはその生産者が担保すればいいだけの話ですね。ところが、そういう農家から、実は自分も生産しながら集荷している農家もいるわけですね。そうすると、それらをどうやって追求して担保するのかという議論は別の話になるわけです。かつての食管法からもう25年もたって、自分が責任持って生産したお米が直接実需者に渡るといった流通が生まれてきて、最初の法人協会のアンケートにもありましたが、そういう販売を増やしたいという生産現場があるわけですね。

だから、それと分けをしないと、農産物検査が要らないのだという議論に流れていくと、これは議論がかみ合わなくなるわけです。だから、誰が担保するのをどこで証明するのか。4ヘクタールしかない農家が3,000俵も売れば、どこかから仕入れているわけですから、生産と流通をきっちり把握できるような仕組みで、その生産者が担保しますよということで今までの検査法ではない流通があってもいいのではないかという議論にしていってもらわないと、話がこんがらがらるような気がします。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、竹内委員、お願いします。

○竹内委員 御説明いただきましてありがとうございます。

農業法人協会様に何点かお伺いしたいのですけれども、お米の銘柄登録、井村さんも御自身で登録をしようとして2年ぐらいかかったというような御経験談があったかと思うのですが、それはなぜそんなに時間がかかるのか。何を確認する必要があるのかというところを教えていただければというところと、それは県ごとに銘柄登録をしているわけですね。国内ではそういうふうに行っていると思うのですけれども、これは私の勉強が行き届いていないのだと思うのですが、海外産の「あきたこまち」とか、海外産の日本の銘柄登録のお米が結構売られていますよね。ああいうのはそもそも品種を持って行って勝手にやっているだけのことなのだろうと理解しているのですけれども、日本国内で県ごとにものすごく厳密に管理をしていて、海外とフェーズが合っているのかどうかというところが気になったので、整理をしたいと思ひまして、教えていただきたい。

あと、先ほどの要請というペーパーの裏にあります農産物検査を受けないお米についても一定の条件のもとにこうすることと書いてあるのですけれども、その一定の条件のもとにというのは、今、具体的にある程度農家さんと買取り側、例えばイワイさんのほうとかと、これでよろしいのではないのでしょうかというようなことでコンセンサスが取れるところまで来ているというような理解でよろしいでしょうか。

○佐久間座長 お願いいたします。

○井村副会長 ありがとうございます。

最初の銘柄のところですが、数年前に銘柄登録を申請したので、正確に覚えているわけではないのですけれども、まず、農家側がこういったものを銘柄としてほしいということで申請を出しまして、その中で系統の代表であるとか市町村、県、普及員さんとかの会議の席がありまして、そこでそれが適正かということを審議する場があったのを記憶しています。

もう一つ大事なところは、ちゃんと見分けがつくのか、品種として特徴がしっかりとあるのかということを開かれたのと、それが地域で普及していかなければいけないということで、ある程度面積が増えていく見込みがあるのかということもポイントとして問われたのを覚えております。つまり、1人の農家がこれを作りたいとって銘柄としても、それは産地で広がる話ではないので、やはりある程度地域で今後も普及が見込めるようなものを銘柄指定するという、品質のところと量のところ、その2つを審議されたような記憶があります。詳しくは農林水産省のほうに聞いていただければと思います。

あと、海外の件につきましては、「あきたこまち」の例を出していただいたのですけれども、ミニマム・アクセス米ということで、海外から入ってくるお米というのは日本には限られた量しか入ってこなくて、それが日本でどういう仕組みで、どういううたい方をしているというのは、ちょっと私も勉強不足で、海外で、ましてや中国でどう売られていくかも知見がありませんので、これももしあれでしたら後ほどこちらで調べて回答させてい

ただく形で、補足があればまたお願いします。

最後に、コンセンサスの件で言いますと、やはり実需と生産者というのは相対の中で、先ほど岩井さんから味のこととかそういう一つの基準があるということだったのですけれども、それは実需とは、やはり買うに当たってこういうお米ですという、そういったものはしっかりとコンセンサスが取れてやれていると認識しています。

補足があればお願いします。

○佐久間座長 よろしいですか。

○永井政策提言委員 今まで議論されている中に全然出てきていないのが1つあって、放射能検査を受けるのですよ。受けた上で、それは書類1枚、ぺら紙1枚でいいのだけれども、受けてくださいという実需者がいることは確かです。

補足でございました。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次に、南雲座長代理、お願いいたします。

○南雲座長代理 御説明どうもありがとうございました。

やはりかなり制度が劣化しているなという印象を強く受けました。とりわけ農業法人協会さんの最後のページの産地品種銘柄登録に2年というところ、これは相当ショッキングな情報だと私は受け取りました。とりわけ今、イノベーションが求められていて、それを通じて生産性が上がったり、生産者の収益が変わったり、もしくは先ほどもおっしゃっていましたが、気候温暖化の対応ということで、特にヨーロッパなどは待たなしで非常に農業も含めていろいろなことをやっている中で、日本はこれでいいのかという印象を強く受けた次第です。これは是非次回、農林水産省さんに、なぜ2年もかかっているのかということについては十分な説明をしていただく必要があるかと思っております。

それから、検査の内容ですけれども、これは今、どちらかという安全・安心のほうで始まっているところから来ていますけれども、先ほど岩井様がおっしゃったように、むしろおいしさという付加価値のところの勝負になっているということで、つまり、見るべきポイント、基準が乖離してきているのではないのかという印象を強く受けた次第でございます。

多分、付加価値のところでは勝負ができないと、今度は海外でも戦えない。お米の生産は日本だけではないので、いずれ比較劣位のところには追い込まれてしまうようなことにもつながるでしょうし、おいしいお米が作れずに、新しい登録もできないと、若手の参入もなかなか入ってこないということで、ダブルパンチという感じになるのではないかと思うのですが、検査すべき基準として、今あるものの何を外して、おいしさみたいな、何かこれを入れてほしいというものがあれば、是非お聞きしたいなと思うのです。何かこういうものこそ入れるべきだというものがあれば、教えてください。

○佐久間座長 何かあればお願いします。

○坪谷監事 それは実需者が何を求めているかによると思います。ぱっと思いつくのは、

今の穀粒判別器を使った整粒歩合、胴割れ米、背白、腹白、乳心白、カメムシの被害。ただ、それはあくまで外見でしかないのです、そこに今、食味判定器というのがあって、それを実際に炊いたらどうなるという、アミロースとかたんぱく質の残留。もう一つ重要なのは、これは一番大事なのですが、千粒重。同じ米でも千粒で重さが違うのです。それがおいしい米になる。

先ほど言った食味判定器は、アミロースとたんぱく質含量で、それが少ないほどおいしい米というふうに機械は判断しますが、そうすると肥料を抑えた痩せ米が高得点につながる。それは千粒重が少ないわけです。平場で我々が作っている「コシヒカリ」は千粒重が22グラムぐらい。これが魚沼の「コシヒカリ」になると24グラムを超える。そういう千粒重が重たくて、しかもたんぱく含有の少ない米がおいしいのですよという、それを実需者がどこまで求めるかですね。

例えば、餅の加工業者だと、一番気にするのは恐らく胴割れとうるち混ですね。胴割れは、せんべいにするのはいいですけども、餅にしてふかそうとすると、胴割れ米はきれいにふけない。うるち米が一粒でも入っていると、うるち米はついても餅になりませんので、餅の中にうるちの粒が残るということで、実需が求めるデータを客観的に出せる体制をいかに作るかということになると思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次に、お願いします。

○井村副会長 補足なのですけれども、今の2年間というのは、裏面にありますけれども、アンケートを自由形式で書いてもらって、会員から2年間かかったという報告で上がっておりまして、2年間かかるということはエビデンスを今、私は持っていない状況で、2年間が独り歩きしてしまうと迷惑をかけてしまうかもしれない。ただ、一定の手続であるとか一定の期間がかかるということは確かですが、2年間というのが独り歩きしないように、よろしく願いいたします。

それと、表示のところについては今、説明いただいたのですけれども、やはり消費者に対してのメリット。消費者が大変多様化しておりますので、消費者はいろいろな情報を求めていると思うのです。あと、年産、特に品種名などは間違いなくメリット表示になりますので、そういったものが銘柄に縛られずにうたえるようになるということは、消費も活性化されて、なおかつ消費者にもメリットがあるのではないかと。例えばインディカ米を求めお客さんもいますし、大きい胚芽がおいしいというお客さんもいるし、本当に多様化していますので、それに私たちがマーケットインでやっていく上でも、やはりいろいろな規制は撤廃していくべきかなと思います。ありがとうございます。

○岩井代表取締役 ちょっといいですか。実需者からすると、今の議論も全く無駄でございまして、申し訳ないですが、本当においしいかおいしくないか。おいしさの基準が客観的に数値データで表わされているか。例えば、たんぱく質何%などというのは消費者は見ません。整粒の度合いが何%などというのも消費者は見ません。もうちょっとシンプルに、

本当に分かりやすく言うと、これは特AとかA、特Bとか、すごく分かりやすい表示をしていただく。実際に我々はケット値とかで測りますけれども、それも指標にはしていなくて、あくまでも我々のベロメーターなのですね。審査委員を何人か決めて、アトランダムで検査して、そのおいしきの基準を10段階で評価するというので米のランクを決めていますので、もうちょっと消費者のニーズに合致した検査というものを、もしやるのであればやっていただきたいというのが実需者の意見でございます。失礼しました。

○佐久間座長 ちょっとすみません。私からなのですけれども、そういう品質というのは必要なのですが、それを制度的な検査でやる必要はないというふうに今の皆さんのお話を聞いていて考えているのですが、ある意味ではそれはビジネス上のノウハウみたいなものにもなっていくので、そういう理解でよろしいのでしょうか。今、いろいろな基準のことを言われていましたけれども、それを制度的にやるべきだということを言っておられるのではないと、このように理解しているのですけれども。

○岩井代表取締役 そうですね。あくまでも、これは我々権米衛は、例えば日本一おいしいお米という基準ですからそこまでこだわりますけれども、一般の消費者の方々は、本当においしいという漠然とした基準で捉えられていますので、そこにまた無駄な検査費用をかけるべきではないなというのを感じております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次に、齋藤専門委員、お願いします。

○齋藤専門委員 私も法人協会の会員ですので、議論の中で、検査はまず要らないという話ではなく、お客様から要請のあったもので表示したいとか、もう一つは、我々が検査しているのは国の経営安定対策とか直接支払交付金が不要な人も検査しているという問題が一つあるのだらうと思っておりますので、この辺を検査しなくても数量のカウントができるようなものを知恵出ししてもらえばということだらうと思うのです。その数量を明確に国に提示できるような手法というのは、何か提案ございますか。

○佐久間座長 お願いします。

○坪谷監事 例えば、JA等の公のライスセンター・カントリーを利用して、そこの出荷数量が一つの目安になるし、あとは生産者ごとに栽培履歴等、トレサもあるし、生産計画表を作りますね。何ヘクタールあって何の品種をどれだけ作ると。それに基づいて地域単収と比較をして余りにもかけ離れた数字を出荷するのは取り締まるとか、そういうことでできる可能性はあるような気がします。

○佐久間座長 お願いします。

○井村副会長 技術的なヒントとしてなのですけれども、私は有機JASをずっと格付というのをしているのですが、日本農林規格に基づいて格付ということをやります。この格付というのは農家が自らきちんと証明をするというか、それに近いのですけれども、格付をすることをちゃんとして、届出をして、そのモラルハザードのところは栽培面積であるとか種子購入、どこか公のところでは検査いただければ、数量の担保というのは今の米トレ

ーサビリティ法の延長の中でも十分できるような気はします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次に、本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 御説明ありがとうございました。

義務検査が廃止されたにもかかわらず、政策対象の条件となっているということが最大の問題だと思っています。経営所得安定対策以下、商品先物まで含めて、ここをまず外すということ。これは義務ではないということをもっときちん和我々が認識する必要があるとあって、その上で、なぜこういうものが条件になっているのかということをもっと農水省に問いただす。義務でない検査が条件になっていることの理由と説明をきちんとして求めていきたいと思っています。

それから、安全性というか、トレーサビリティのほうは非常に重要ですし、それはトレサ法のほうで一応担保されていると思います。

もう一つは、今で言う産地銘柄ということであればG Iですね。今、これまた非常にうるさくなっているという表現がいいかどうか分かりませんが、重要になっていますので、これも検査でやるのか、あるいは自己責任でやっていくのか。何か偽装が分かった場合にどれだけの社会的制裁と法的制裁があるのかということを含め、その仕組みとといいますか、制度は確立する必要があると思います。

それから、必要な人については簡素化した形で残しておく。だから、これは選択制だと思うのです。それを政府がやるのか、あるいは民間で必要としている人たちがそれぞれそういう検査システムを作ってやるのかという問題があって、これはやはり国が上から目線で、国全体でやる必要があるとは思えない。したがって、そこはどのような制度設計で、必要な検査をどれぐらいのコストでやるのかということについての精査といいますか、そういったことも含めて、それは次の段階の問題として議論する必要がある。初めは、政策対象の条件になっているというところが非常に問題だと思っていますので、まずはそこからきちんとして説明を求めて、早急にこの条件を廃止するということに持っていききたいと思っています。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ほかにどなたか。

では、三森専門委員、お願いいたします。

○三森専門委員 ありがとうございます。

私も日本農業法人協会の一員ですが米農家ではないので、消費者の目線からお話を伺いたいことがございます。

まず、こちらの検査に関わる金額がこれほど高いということは、私も実際初めて知ることができました。こちらの中で一番の問題は、農業生産法人をはじめ農家の手取りがもっと増えること、消費者の目線で言うと、良いお米がもっと安く買える方法ということを考えてシンプルに法人協会の提言の中で、安全面を配慮した中でどういったことが問題で、

どうしたら改善されるかもう少し明確に出していただきたいというのが要望でございます。

先ほど岩井社長がおっしゃられるように、いろいろなことが問題ではなく、農家の手取りと、あと消費者の価格が下がることを考えた場合、農水省に何を求め、どうしたらいいのかということシンプルに明確にお出ししていただきたいという要望でございます。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

○互理事 先ほどの答えになるかどうか分からないのですが、個人の兼業農家さんから集荷した場合において、やはり品質のばらつき等々があると思います。私も検査を全部なくせと言っているのではなく、簡単な話、弊社のお話をさせてもらいますと、弊社はグループを組んでおりまして、年間全て検査を受けますと、今やっているピックアップ検査というのがございます。アメリカとか外国は全部、このロットでピックアップして、それを全袋検査して品種まで、日本で言えばうたえるようになればいい。そうすると、弊社がやると、弊社のグループで、検査費用が黒塗りのプリウス1台半分になります。これは検査費用だけです。うちのグループだとプリウス1台半分になるのですよ。それにかかる検査というのは、場所に広げて全部検査をやっている間の人件費、それをまた倉庫にしまう、すごい時間がかかります。それも農繁期の天気の良い日にやらないとできないので。そこら辺の検査費用がなくなっただけで、毎年うちのグループの人間は軽トラを1台ずつ買っていると思います。そのぐらい検査費用は高いのです。

細かい集荷をなさる場合においては、やはり検査が必要だと思います。個人の農家さんというのはばらつきが大変ございますので。

ロット、そのピックアップ検査等々もやっていただければ、コストのすごい低減が可能になります。うちが一回実験して、実需者と直接やっているのです、1社だけですけれども、160万かかる検査費用が8万円で済んでおります。これが現状です。これは相対で10年以上取引していますので、それでやってもらっています。

あと、先ほどうちの井村が言ったように、特別指定銘柄を取らないと品種が記載できない。日本農業法人協会は全国に広がっていますので、産地リレーをやったとすると、実需者側から銘柄をうたいたいと言われた場合、A県で産地銘柄指定を受けている銘柄でも、B県に行ったらそれはその他うるち米だから、この産地銘柄がうたえない。多分、うちの子会社が1個、160ヘクタールをやっていますけれども、そんな米では今来ていらっしゃる実需者の方々では全然足らないので、うちのグループは全部で750ヘクタールぐらいありますけれども、それでも多分足らないと思います。そうすると、産地間リレー等々をやっけていかないとこれは売れない。

先ほどの特別指定銘柄、私は取りました。市町村と県に相談して取るのに、大丈夫です、2年かかっています。私がエビデンスです。まず市町村に相談して、県に行ったら、そんな産地化ができるのかと門前払いされて、じゃ、うちのグループで全部やるからというの

でグループを、これは市町村をまたいでいますので、それを全部持って行って、関東農政局で3回ぐらい会議をやって、2年かかりました。その間の私の人件費、コストを考えてください。外国に輸出するときコストを下げろと農水省が言っているのに、逆にコストを上げてしまっているのですね。お互いの信用問題でコスト低減等々を考えれば、その取引に合った検査方法に私は見直すべきだと思います。すみませんが、よろしく願いいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、時間も来ましたが、では、井村さん、お願いします。

○日本農業法人協会（井村副会長） あと1分だけ。コストに関連しまして、検査をこれから30年後に誰が実施していくか。人の問題です。若い検査員の育成も進んでおらず、スキルのある検査員も高齢化してしまっていて、私たちも農家が自らみんなのをやり出していくと、絶対的に人手がいなくなるという中において、コスト以外の問題として、本当に検査をする手数が30年後、40年後、持続可能なモデルなのかということも是非、検査ということを考えるときに参考にさせていただければと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ここまでの議論を受けまして、どういう議論だったかということ多少まとめてみますと、やはり生産者が負担する農産物検査にかかるコストの重さ、そして、今、正に御指摘のあった、検査そのもののサステナビリティという問題。あと、消費者のニーズの多様化を踏まえた外食・中食事業者のビジネス上のニーズから見て、今のニーズと農産物検査法の在り方には非常に大きいギャップがあると言わざるを得ないと思います。

簡単に言ってしまうと、今の農産物検査法というのを一旦全てやめて、その上で何が重要かという議論をしたほうが多分早い。要するに、引き算ではなくて足し算の議論をしたほうが早いような感覚を持ちました。

具体的に言いますと、議論がありました消費者向けの産地、品種、産年等の食品表示のための必須要件と農産物検査がされていること、また、国からの交付金の必須要件とされていることなどを始め、やはりこの農産物検査の取扱いには再検討が是非必要だと思います。また、先ほど御紹介のあった「にこまる」という、私は初めて聞いたのですが、それが石川県で生産されたとしても品種が表示できなくて、「その他うるち米」になってしまうといったような問題。農産物検査規格の在り方そのものが生産者のイノベーションを阻害しているのではないかと、こういう点も検討すべきだと思います。

今後、農林水産ワーキング・グループで農林水産省と消費者庁をお呼びいたしまして、以上の問題点を踏まえて、農産物検査制度がどうあるべきかというのを根本から議論していきたいと思います。どうもありがとうございました。

（説明者交代）

○佐久間座長 それでは、議題の2に入ります。議題は「農業機械の自動走行の普及促進に向けた取組状況について」であります。

昨年12月18日に開催しました第3回農林水産ワーキング・グループにおきまして、農業機械の自動走行に係る規制の見直しについて、事業者の方から現場での御要望を伺いました。今回はその要望を受けまして、農林水産省、警察庁、国土交通省より、農業機械の自動走行の普及促進に向けた取組状況について伺います。

まずは農林水産省から御説明をお願いいたします。

なお、第3回農林水産ワーキング・グループに御出席いただいた株式会社エムスクエア・ラボの加藤代表取締役役にスカイプを通じて御参加いただいております。加藤様もよろしくをお願いいたします。

それでは、恐縮ですけれども、5分ほどで説明をお願いしたいと思います。

○鈴木審議官 農林水産省生産振興審議官の鈴木でございます。

自動走行農機の普及に向けましたガイドライン整備などの取組状況について御説明をいたします。

1枚おめくりいただきまして、1ページです。国の研究開発の結果、平成30年、農機メーカー3社から圃場内で無人走行が可能なロボットトラクターが市販をされました。各社の製品ともに、自動走行中は圃場内又は圃場周辺から使用者が監視することが前提となっております。万一異常や危険が発生した場合には、使用者が直ちにリモコンで停止させることとなっております。

資料の1ページの右の使用の流れを御覧いただきたいと思います。まず、使用者がトラクターに乗車、運転をいたしまして、道路から圃場に入ります。そのまま使用者の手動運転によりまして圃場の最外周を1周走行いたしまして、トラクターに圃場の位置を記憶させ、自動走行経路を作成いたします。その後、使用者はトラクターから降りまして、自動走行を開始いたします。無人での自動走行は圃場の中央部分のみでございまして、残った外周2周の仕上げ作業は、再度使用者がトラクターに乗車して手動運転をいたします。そして、そのまま使用者が運転をして次の圃場まで移動し、同じ作業を繰り返していくということになります。このように、現在市販されておりますロボットトラクターは圃場内の作業を完全無人・自動化するものではなく、一部使用者による手動運転が必要な製品となっております。

2ページをお開きいただきたいと思います。こうしたロボットトラクターが早ければ平成29年度中にも販売されるというような動きを踏まえまして、平成29年3月、ロボット農機の安全性を確保するとともに、農業現場への円滑な導入に資するよう、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を作成いたしました。このガイドラインでは、開発時のリスクアセスメントの考え方や手順、現場での安全確保のために製造者、導入主体、使用者が行うべき取組などを整理しており、このガイドラインを参照しつつ、ロボットトラクターが開発、市販化をされたところでございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。農業分野におけますロボット技術の導入は、現在まだ始まったばかりでございます。このため、本ガイドラインはロボ

ット技術の使用状況や安全技術の進展状況などを踏まえまして、必要に応じて見直していく位置づけとしております。また、新たなロボット農機のうち安全上のリスクが大きいと想定をされます農機の開発、市販化動向などを踏まえまして、対象農機を追加する改正を行う方針でございます。

これまでも、茶園管理ロボットを追加するという改正を平成30年に実施しております。また、農機メーカーや研究機関、有識者などが参画いたしますコンソーシアムにおきまして、近く市販化が見込まれますロボット田植え機やロボット草刈り機の安全性確保に関する検討を2年行ってまいりました。この成果を踏まえまして、今年度中にこれら2つの新たな農機に対応するためのガイドラインの改正を行う方針でございます。現在、パブリックコメントを実施中でございます。

最後に4ページをお開きください。本日は、ロボットトラクターなどの遠隔監視での自動運転、近接圃場間の農道での自動運転についても御説明をということで御指示をいただいております。農道につきましては、農道管理者であります市町村などの判断によって通行の禁止や制限が可能であり、一般車両の通行止めなどの措置を講ずることで、ロボットトラクターなどの無人車両や人に追従します小型ロボットなどの自動走行も制度上は可能となっております。この農道におけます通行止めなどの交通規制につきましては、昨年2月に農林水産省と警察庁とで協議の上、「農道における車両の交通に関する措置」として取りまとめ、農道管理者に通知をいたしました。現在、さらに分かりやすい資料や農業者からの農道管理者に対する申請書ひな型などの準備を進めており、この措置が有効に活用されますよう、引き続き農道管理者や企業、農業者などに周知を図ってまいりたいと考えております。

一方、これまで御説明をいたしましたロボットトラクターは圃場内でも使用者による自動運転が一部必要なことから、さらなる農作業の効率化を実現すべく、戦略的イノベーション創造プログラムにおきまして、モニターなどで目視外から農機を監視いたします遠隔監視の下で圃場間の移動も全て無人で行うシステムの実現を目指しまして、令和4年度までの予定で研究開発を進めております。このシステムは実用化時には農道の通行止め措置を講じた上で自動走行させることを想定して開発を進めており、今年からは実際に農道の通行止め措置を活用して、ロボットトラクターを遠隔監視かつ圃場間移動を含めて自動走行させる実証試験を開始する予定としております。

農林水産省からは以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次に、警察庁から、恐縮ですけれども3分程度でお願いいたします。

○高田審議官 警察庁交通局審議官の高田でございます。

小型農業ロボットの道路交通法上の取扱いについて御説明を申し上げます。

まず、圃場内で小型農業ロボットを走行させる行為については、道路交通法の適用除外となるものでございます。ちょっと資料の前に大前提の御説明をしております。

先ほど農林水産省からも説明がありましたとおり、農道におきましては農道管理者が一般交通の用に供するか否かについて常時判断することができる。一般交通の用に供しないと判断されれば、道路交通法の適用対象となる道路には該当しないということになります。つまり、このような農道において小型農業ロボットを走行させる行為についても、道路交通法の適用除外となるということでございます。

その上で、道路交通法上の車両区分について御説明いたします。1枚紙をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。

道路交通法は、道路における交通の方法や自動車等の運転免許等について規定をしますのでございます。これらについては、道路交通法上の車両の区分によって異なることとなります。エンジン又はモーターにより走行するものとしましては、道路交通法上、自動車、原動機付自転車に該当することとなり、例えば農耕トラクターであれば農耕作業用自動車として特殊自動車に該当します。ただし、エンジンやモーターにより走行するものであっても、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等につきましては、歩行が困難な障害者や高齢者を補助するものであるため、歩道を通行できるようにする必要があり、歩行者の通行の妨げや危険とならない一定の大きさや構造に該当するものについては、歩行者扱いとしているところでございます。

小型農業ロボットが公道を走行する場合の車両区分につきましては、当該ロボットの大きさや構造などに応じて、個別具体的に判断する必要があると考えております。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次に、国土交通省の方から、今回特に資料はないと伺っておりますが、何かお話があればよろしく申し上げます。

○猪股室長 国土交通省でございます。

国土交通省におきましては、自動車の自動運転についての技術開発又は国際的な基準を作るということで、今、様々な取組を行っているところでございます。今回の小型農業用ロボットという観点におきましては、道路交通法と道路運送車両法と両方の観点で見ているものでございますけれども、先ほど農林水産省また警察庁さんのほうから御説明があったように、通行の制限といったもの、また、使用の形態ですね。例えば歩行補助車のように時速6キロ以下の場合には歩行者といったような取扱いをするという整理がされておるところでございます。国土交通省の道路運送車両法においてもこれらの整理に準ずる形で道路運送車両法上の車両として取り扱うか、また、その除外とするかといったものを併せて整理させていただいている状況でございます。

私からの説明は、簡単ですが、以上となります。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました説明につきまして、御意見、御質問等をよろしくお願いたします。

林専門委員、お願いします。

○林専門委員 御説明ありがとうございました。

小型農業ロボットというのは、今、御説明のあった時速6キロ以下であればという歩行補助車に該当するのでしょうか。

○高田審議官 そこは道路交通法におきまして、歩行補助車につきましては時速6キロ以下であって一定の大きさ以下、それから、手を離すと止まるというようなものに関しては、歩行補助をするものであるということで、原動機がついたものに関しても一部認められるということが道路交通法の体系で規定されているところでございます。

○林専門委員 そうしますと、そこで定められている一定の大きさ以下の小型農業ロボットであれば、遠隔操作するわけなのですが、無人のものであっても歩行補助車に該当するということによろしいのでしょうか。

○高田審議官 今、申し上げましたように、歩行を補助するものですので、歩行者がいまして、歩行者と車両が離れた場合には止まるというようなものが対象になっているということでございます。つまり、手押し車にモーターがついている、そういうものを歩行補助車として認められているということでございます。

○林専門委員 遠隔操作で止めることができれば同じことですね。手を離したときに止まるということと、遠隔操作で止められるというのは、止まるという意味では同じですね。

○高田審議官 今、申し上げましたように、歩いている歩行者を補助する手押し車のようなものが対象になっておりますので、遠隔というのがどこからかというのが分からないところではありますけれども、離れていると止まる構造になっているということで、遠隔ということは人と車が離れているということであれば、それには該当しないということかと思えます。

○林専門委員 小型農業ロボットのようなものがない前提で、今おっしゃられた歩行補助車か軽車両かというような区分がされてきたと思うのですが、今後、小型農業ロボットのようなものが出てきたという前提で、今のような解釈をより柔軟にするという余地はないのでしょうか。

○高田審議官 先ほども申し上げましたように、資料を御覧いただければと思えますけれども、エンジン又はモーターにより走行する車両というのは、基本的には自動車又は原動機付自転車に該当するということございまして、その例外としましては、身体障害者用の車椅子ですとか歩行補助車のように、どうしても歩道を通行することが必要であるようなものについて例外的に歩行者として扱っていると。あるいは歩行者とみなせるというようなものです。そういうことございまして、そういったものに該当するのかどうかということになるのではないかと思います。

○佐久間座長 ありがとうございました。

それでは、竹内委員、その後に齋藤専門委員、お願いいたします。

○竹内委員 御説明いただきましてありがとうございました。

幾つかお伺いをしたいのですけれども、まず、農林水産省様からいただいた御説明で、自動走行のトラクター、これはスライド1でしょうか。技術的にまだ不安があるのでしょうか。技術的にまだ不安があるのでしょうか。使用者は圃場周囲から目視で監視をしてというようなことが基本になっていて、外周も有人走行ということなのですが、私どももこの会議でいろいろヒアリングをさせていただくと、遠隔監視によるトラクターの無人自動走行というのも技術的には可能になっているというようなお話もお伺いいたしました。ガイドラインの中で遠隔監視による自動走行というものも認めないと、スライド1にお示しいただいた写真で見る限り、トラクターに乗ってハンドルを握っているか、外に立っているかの違いしかないのです、何のためにこの技術が生まれたのかということところが非常に、メリットがこれではないだろうなという感じがいたします。これはもちろん技術的な成熟度との見合いということかとは思いますが、ただ、ガイドラインがもし縛っているとか、規制が縛ってしまっているというようなことであれば、これはきちんと技術開発のメリットを生かしていくことが必要かと思っておりますので、状況をもう一回確認させていただきたいというのが1点でございます。

もう一点が、小型のものなのですけれども、小型農業ロボットについても結構実用化フェーズに入ってきているというようなお話も伺いました。私も一昨年にシンポジウムのところに飾ってあるような形でですけれども、デモンストレーションしていただくようなものも拝見して、なるほど、ここまで実用化してきているのだなというようなところも拝見してきましたのです。小型農業ロボットについても、やはりこうしたガイドラインのようなものを策定していただいて、もう技術的に結構できてきているものなので、これが農家さんに使われることを前提に、この制度を整えるべきではないかなと思っております。

こういったところを早く整えていただくということが、こういう機械は農業の分野だけではなくて、例えば再生可能エネルギーの太陽光パネルの下の除草とかも、実は結構再エネのコストを上げてしまっているところがあるので、そういったところがロボットで自動化できると、農業分野だけでなく、ほかのいろいろな分野にメリットが効いてくるというようなところがあるかと思っておりますので、そこら辺も関係各省に是非お願いをしたいところでございます。

農水省さん向けに2点お伺いさせていただきました。

○佐久間座長 よろしく申し上げます。

○鈴木審議官 まず1ページに載せまして御説明をしたものは、現在市販をされているものです。市販をされる前というか、この段階では人が乗って圃場の位置を特定するという行為をしないと中の自動走行のルートが決められないということで、技術的には、そういう点では外を人が乗ってということと、道路と圃場に段差があったりするところを自動で行けるという技術レベルでなかったのです、人が乗って入ること。

それから、最後に2周回るのは、圃場のところにいろいろ水の入れ口とかがあって、そこを自動でできないので、これはガイドラインとは違って、壊してはいけないということ

でメーカーさんのほうが、人が見てきちんとやってくださいねということのレベルです。

今は、最後のページの右側にありましたように、それでは御指摘があったとおりはかがいけないものですから、きちんと自動で入ってぐるっとやれる遠隔監視ということで、現在技術開発中で、令和4年度に技術の完成を目指して、今、作っているという段階です。

ガイドラインにつきましては、決めておしまいということではなくて、安全上必要だと思われるものについて順次足してきております。その中で、先ほど御説明したように、3ページにありますように、例えば自動の草刈り機は刃がついているものですから、危ない部分があるということで、自動で走るものなのですけれども、皆がガイドラインが必要だということで検討してきました、現在、今度追加すべくパブコメ中ということであります。そういう点では、安全上必要だというものについては市販化の動向等を見据えて検討して、追加をしていくということで運用してきておりますし、これからもそういう形で運用をさせていただくということですので、そういう技術ができれば、太陽光パネルの下の草刈りにもこういうものをお使いいただけるのではないかなと思っております。

○今野課長 追加ですみません。正にガイドラインはメーカーの要望などにも沿いまして作っていくものでございます。ですので、小型ロボットにつきましても、小型でどういったスペック、どういったところで使うかという、正に製品のイメージみたいなものができましたら、その危険、リスクをあぶり出して、そういうところに気をつけて製品化しましょうというガイドラインになるのかなと思います。

ただ、小型のロボットにつきましては、例えば、まずは市販化しますと。ただ、それは圃場内とかハウスの中でしか使えませんということになれば、相当物も小さいですし、刃もついていないということになればリスクも少ないということで、ガイドラインそのものが不要なのではないかという議論もあるのかなと思ってございます。ですので、市販化するものを見てガイドラインの必要性も含めてよくメーカーと相談して決めていくことになるのかなと思っています。

○竹内委員 ありがとうございます。

1点だけ、今、パブコメ中ということだったのですけれども、ガイドラインができ上がるのはいつ頃とお考えおければよろしいのでしょうか。

○鈴木審議官 パブコメが終了しまして、年度内にはガイドラインにロボット田植え機と草刈り機のを追加したいということで動かしております。

○竹内委員 ありがとうございます。

おっしゃっていただいたとおり、無駄なガイドラインができるとかえって邪魔になってしまうことがあるかと思うのですけれども、必要なものは是非お願いをしたいと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、齋藤専門委員、お願いします。

○齋藤専門委員 この規制改革の議論の中でアタッチメントつき公道走行が認められるよ

うになりまして、さらに幅2.5メートル以上の特殊車両通行許可届も受理していただいて、ようやくうちのほうは公道を、ゆっくりではありますけれども、移動に胸を張って乗ってできるような改正が整っております。さらに、このロボットトラクター、これは私も注目しているのですけれども、まだまだ技術的に高速作業をやるとずれが出てくるという現状のレベルでございますし、農道であっても農道には軽トラが突然突っ込んでくるとか、本当にトラクター、コンバインを運転していても、運転して人が乗っていても、どっちに寄ってかわそうとかいうのが今の現実です。それを遠隔監視で走行させるまでには技術的にまだ至っていないのではないかと。

令和4年までテストを進めるということでしたので、それ以降、順次技術の程度を見ながら公道走行を推進していただければと思いますけれども、タイムスケジュール的に公道走行を、今はロボットトラクターははっきり言えば田んぼの中でもずれが40センチぐらい出るのです。その中で、例えば幅4メートル道路で車とすれ違う行為が多々ある作業を我々はしておりますので、それを無人でとなると本当に最新の技術の高速道路を走らせるよりもさらに難しいと思うのです。左側には縁石ではなくて穴が開いているというような状況の中で、くるくる曲がりながら行くのが我々の農道の通行の作業機ですので、それを遠隔監視で、それも相当数のセンサーをつけないと無理だと思いますけれども、大体どんな感じで。令和4年ぐらいまでそういう相当なセンサーを積み込んだ機械ができ上がるような技術のほうの進展状況なのでしょうか。お願いします。

○佐久間座長 お願いします。

○今野課長 今、遠隔監視で自動走行するトラクターというのは令和4年度までのS I Pの2期で研究開発を進めてございます。おっしゃるとおりで、今、研究開発をしている前提というのは、制限なしで自動車とか歩行者がどんどん入ってくるような環境下ではなくて、一定程度ちゃんと進入を禁止したエリアの中で圃場と圃場の間を動いていくということを前提にやってございますので、そういった前提の技術を開発して、令和4年が終わった後に、正に製品化、商品化ということになると思いますけれども、製品化に当たっても必要な安全面を含めた製品のスペックというのがあると思いますので、そういったような製品のスペックを含めてガイドライン、必要なものを作っていくということになると思います。

委員がおっしゃったとおり、何の制限もないと、我々も車を運転していると分かるとおり、交差点に入ったら右見て、左見て、右見て、車がないということが分かってまた出るとかいう、そういう高度な判断も必要になりますので、やはり一定の条件を置いた中での実用化を目指していくのかなと思っています。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ほかに。

それでは、南雲座長代理、お願いします。

○南雲座長代理 前回、日本総研の三輪様からお話をお聞きする機会がありましたけれど

も、遠隔監視の形で自走のトラクターが実現可能というようにお話を説明受けているのですけれども、やはり市場化の促進という意味で言うと何らかのルールというのが先にないと製品化はなかなか難しいのだと思うのです。もちろんオープンイノベーション的に対話を通じてとかもあると思うのですけれども、やはり市場を作るという観点からすると、何らかの形のガイドラインが下敷きにあるというようなプロセスを作られたほうがいいのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間座長　お願いします。

○鈴木審議官　ガイドラインの策定期間ですけれども、研究開発の動向で、そこから先ほど御説明したように製品化までに時間がある。メーカーさんが實際上、やはりここは行こうよというときには当然ながらある程度、どうしたらいいかというのは必要だと思います。そういう点では、我々がここで今行っている研究開発がありますけれども、きちんと研究開発の動向を見て、遅れないようにメーカーさんともお話をしながら、必要なものについてということですが、ガイドラインを作成していくというふうに考えています。

○佐久間座長　お願いします。

○南雲座長代理　ありがとうございました。

こういったロボット系のもとか自動走行系のもは比較的、日本で生まれてもすぐ海外に出ていってしまうという問題がありまして、もちろん環境が違うので、規制も違えば道路の環境も違うということです。ただ、多くの国、特にヨーロッパとかアジアの国が今後市場を作っていく、もしくは資本を集めるという観点から、何らかの形で民間企業を引っ張るような形で政策を作っていくということをやっているのだと思うのです。なので、日本でこういった農業のDX化を進める中で、海外の政策の作り方とかプロセスというのは参考になるかと思うのですけれども、その辺はどのような情報をお持ちでいらっしゃいますか。

○佐久間座長　お願いします。

○今野課長　現状からいいますと、日本の環境に応じた技術開発ということは今、中心的にやってございまして、むしろ日本のところでまず市場化してから海外を狙っていくことになるのかもしれませんが、我々としては、今のところは日本の環境をベースに技術開発を進めて、制度としても、農道であれば一定程度の閉鎖空間を作れますので、そういった環境も提供しながら研究開発を進めている状況でございまして、海外を視野に今の時点で入れているかという、ちょっとそこら辺はまだ技術開発のほうを中心にやっているという感じでございます。

○鈴木審議官　すみません、もう少し。我が国でかなり労働生産性を上げていかなければいけないというときに、こういう技術がどうしても国内で必要だということで研究開発をしています。なので、当然、市場としては世界も見られるというのはこの先そうだと思うのですけれども、我々として、今、日本で使えるものを實際上現場で一日も早く作り上げて、農家の皆さんに提供していくというところが、やはり今の研究開発としては一番目の

目標として我々としては考えております。

○佐久間座長 お願いします。

○南雲座長代理 ちょっと言葉足らずだったところがあるので補足ですけれども、海外の市場を狙うというのはもちろんあるのですけれども、自国の中でDX化を進めるといったときの政策の在り方として、例えば日本と似たような条件を持っている国ではどのような形で、政策面が民間企業を引っ張るような形でやられているのかというのが私の趣旨でございます。例えば、韓国とか台湾ともしかすると状況が似ているところもあるかもしれませんし、ほかにもヨーロッパとかアジアの国の中で比較的、土地の区分けの仕方とか、道路のたてつけの仕方とかが似ているところがあるかもしれない。そういったときに、そういった国はどうやってDX化を促進しようとしているのかということが参考になるのではないかという趣旨です。

○鈴木審議官 すみません。十分趣旨を理解しないまま答弁をしてしまいました。御指摘のとおりそういう点ではどういうふうにしていったらいいかというのが、周りでどのような取組をしているかというのは大変参考になると思いますので、今後はそういう情報をきちんと取って、我々もよく勉強していきたいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

では、林専門委員、お願いします。

○林専門委員 ありがとうございます。

1点確認させていただければと思います。平成31年2月の農道における車両の交通に関する措置という通知がございましたが、それを拝見しても、具体的にどういう安全措置をとれば自動走行トラクターが圃場をまたいで隣の圃場に移動できるのかということがいまひとつ明らかではないように存じます。通行を封鎖するために余りに過度な措置を求めると、自動走行するメリットもなくなってしまうと思います。例えば簡単なカラーコーンを設置することで十分であるといったような解釈を早急に発出していただくことが活用への一歩になると思うのですが、この点、農水省ないし警察庁様から御見解を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。解釈を早急に出していただけないかという点です。

○清野課長 ありがとうございます。農水省でございます。

今の委員からのお話でございますけれども、まず、農道の通行止めの措置を取るに当たりましては、一般車両が通行している農道も結構多くございますので、そういった一般車がきちんと、今、農道を通行止めしていますよというのが分かるような認識することとか、あとは誤侵入をして事故があるといったようなことがないようにすること、安全を確保することが一番重要なことだと思っております。

御指摘のような簡易な方法での閉鎖と。これは農道もいろいろな種類がございまして、舗装されている農道もあれば未舗装の農道、砂利道の農道までございます。周りは全部田んぼだけというようなところもあれば、一般車両が一杯走っているところもございまして、基本的には農道管理者である市町村が使われる農業者の方から、このエリアで通行止

めをして利用したいという御申請をいただいた中で、その農道の形態とか状況が、一般車両が一杯走っているのかとか、こういった場所にあるのかというところを十分判断していただいて、要は市町村さんのほうで許可するときどの程度の通行止めの措置が必要なのかというのを決めていただくような形になると思いますので、なかなか一概に全て簡易なコーンでいいですよという形にはならないのではないかと考えております。そこは簡易なものでもいい状況のところもあれば、そうではないところも出てくるということなので、そこはそれぞれの農道管理者さんのほうで決めていただくということかなと考えております。

○林専門委員 もちろん、現場の状況によってというのはあるかと思うのですが、およそこの手の事柄を市町村の判断に丸投げしますと、大体は現状を変えることにちゅうちょしがちなものと思います。「ここから先は通行止めですよ。」ということが客観的に認識できるような、誤侵入を防ぐ措置の例示として、カラーコーンの設置といった、ある程度の指針を農水省のほうで通知に加えていただくことが、各自治体が今後判断していく上でも役に立つのではないかと思いますので、今一步御検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

○清野課長 ありがとうございます。

私のほうの御説明が舌足らずだったところもあろうかと思いますが、おっしゃるように通知だけでは具体的にどうしていいかわからないというところはあると思いますので、今、農道の通行止めをしてどんな自動走行農機を使って農業ができますよとか、ドローンを使って農薬散布ができますよとか、そういった利用形態と併せてどういう手続をしてくださというのと、あとは通行止めの措置として一般的にはこういうものが考えられますので、こういうところを考えてくださいというような農業者さん向けの分かりやすい資料を作って、そういったものをホームページに上げたり説明会等の場で周知したりしながら、農業者さんにとって活用しやすいような形での分かりやすいものは作って、これからも引き続きいろいろ御説明したり、周知したりしていきたいと考えております。

○林専門委員 ありがとうございます。是非よろしく願いいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、竹内委員、その後今日スカイプで御参加、エムスクエア・ラボの加藤さんから、今までのお話を聞いた上で御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

まず、竹内委員、お願いします。

○竹内委員 ありがとうございます。

私もちょっと今、自動走行のトラクターが実際に技術的にできてきたとしても、道交法との関係で車両の交通に関する措置が余りに厳格だとなかなか使われづらいし、かといって安全をないがしろにすることはできないのでというところ、非常に難しいところだなと思っていました。

ただ、今、林先生からお話があったところに加えてなのですけども、例えばカラーコ

ーンであれ何であれ、通行止めをするということになると、やはり管理者に対して申請をして許可をもらうということが必要になろうかと思えます。その許可の手续等も相当デジタル化して、簡素化しないと、実際にこういった技術ができたとしても使われづらいということになってしまうので、そういった申請手続の簡素化も含めて、是非御支援をお願いしたいなというところがございます。

先ほどの自動走行のところ、令和4年までかけて開発中ということで補足も含めて御説明をいただいたのですが、これはよくエネルギーの現場でも話すのですが、日本でいろいろ技術開発をやっている、やはり日本の中での求められる安全のクオリティーとか安定のクオリティーというのが非常に高いので、技術開発をしてスタートアップとしてやっついこうとしていても、なかなかチャレンジする場所すらないというような声は非常によく聞くところがございます。

例えばこのS I Pのプログラムで技術開発を支援したとしても、こういった社会体制、要は圃場をまたぐような移動も可能にするのだよとか、そういったところが見えないと、技術開発を頑張ろうというモチベーションすらメーカーあるいはスタートアップの方たちが持ち得ないということになってしまいますので、市場を牽引するという表現を先ほど南雲座長代理が使われましたけれども、あなたたちが技術開発をしてくだされれば市場は必ずあるのだというようなところを見せていくということも非常に重要かと思えますので、そういった観点からもS I Pのプログラムを具体化していただいて、加速化をお願いしたい。令和4年というあと丸二、三年かかるということがございますので、是非加速化していただくということをお願いできればと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、加藤さん、今までの話を聞いて質問、御意見があれば、よろしくお願ひします。

○加藤代表取締役 我々、前回、12月半ばにも出席させていただいたのですが、無人で遠隔操作で小さい農業用の機械を実際の農道で走らせて実験をしています。その関係で、農道を使ってはいるのですが、何か危ないことが起こるとか、一般の方たちが通れなくてクレームが来るとか、そういうことは一切起きておりません。農業者さんがメインで使うような幅広の農道などはやはり一般の車両が多いですので、我々も実験とかで日々使う作業用の道路としては、台車を走らせる道路としては適切ではないという御判断は運営側もできますので、そういう意味では、先ほど来御説明で出ている何らかの、カラーコーンなどを置くことで一般の車両が入れないようにするという措置で無人走行、遠隔操作ができるようであれば、もうそれは実際の農場での運用というところで一歩踏み出せるのではないかと思います。

ただ、毎回申請ですね。我々としても開発する中で機械稼働率というのは結構ポイントでして、年に何回かしか動かないのであれば、きちんとした申請をして、カラーコーンな

いし何かしらの封鎖をしてというのがあるのですけれども、小型の搬送台車をやっていると、搬送もできるし農薬散布もできるしいろいろなことが作業としてできて、機械稼働率を上げて農作業全体のコストを下げるということをやっていきたい。そうすると、毎日申請書を書かないといけないということになると、大変実運用上は問題があって、結局面倒くさいねとなりかねないので、是非、この期間はこういう作業があるので、こういうところは小さい台車が遠隔操作で動いています、注意してくださいというぐらいの、そんなことが地域の人たちと意思疎通できれば、農業が盛んなところは十分通用するのではないかなと思います。是非皆さんにも、農業現場がどれだけ見晴らしのいいところでやっているかとかを実際に見ていただくと、遠くからでもロボットが動いているのが見えるという状況ですので、その辺も都心とは全然違う状況だということを踏まえて御検討いただければ有り難いなと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうからお願いします。

○小見山参事官 先ほどの南雲座長代理の質問の関係で、交通整理という関係で農水省さんにお伺いしたいのですけれども、南雲座長代理の言及された日本総研の三輪さんが前回来てお話しいただいたときに実用化段階にあるという話があったのは、圃場内での遠隔監視によるトラクターの自動走行がまず実用段階にあると。2点目は、遠くの圃場ではなくて、隣の圃場に対する農道またぎのトラクターの自動走行が実用段階にあるという御説明をいただいて、多分、令和4年度までの圃場間移動というのは、隣の圃場を含むより遠隔の地域の遠隔監視の自動走行、圃場間の移動ということを前提とされた技術開発の実証事業をやられているということだと思います。

三輪さんの御指摘のあった圃場内の遠隔監視による自動走行というのと圃場間の自動走行というものに関しても、令和4年にならないとガイドラインを作るべきものではないとお考えなのかということを確認させていただければと思います。

○佐久間座長 お願いします。

○今野課長 そこら辺についてはメーカーの実用化の意向なども相談しなければいけないと思っていますが、例えば今、正に今回御説明したとおり、現在の自動トラクターというのは、最初1周は人が乗って運転して、最後も仕上げで周りは人が乗って運転するというコンセプトで作っています。そういうことを考えますと、やはり最後に人が乗って2周仕上げる。また外において自動で隣の田んぼに行くとかいう、そういうコンセプトにはなかなかならないのだろうなと思っていますので、やはり全体としてどういう製品を作るかということとの兼ね合いになるのかなということも思っていますので、メーカーなどとも実用化の意向などをよく聞いて、ガイドラインの整備を進めていくということになるのかなと思っています。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

南雲座長代理、お願いします。

○南雲座長代理 どうしても議論が個別のサイロ的な議論になっていくのは否めないと思うのですが、今、資料2-1の4ページの左側の道路の図が入っているものを見ながら考えているのですが、ちょっと飛んだような事例で申し訳ないのですが、スペインのバルセロナにスーパーブロックというものがあって、これは住宅地なのですが、こういった道路を縦横の3掛ける3で面にするので、そこに車は基本的に通れませんよという形にしています。空気の汚染が激しかったり、人が歩けないところが非常に多くなったので、住民のコミュニティとか生活圏を取り戻すという形でそういうことをやっていて、交通規制後に、そこに今度は様々なセンサー類をつけるのです。空気だ、騒音だ、人流だ、気候だといって、その一帯をワンパッケージで一つの目的に応じた形でデザインし直す。リノベートするということをやっているのです。

なので、今、ロボットトラクターの話が出てきて遠隔の操作が出てきたり、圃場の中の話が出てきたり、農道またぎの話が出てきたり、個別を一個一個討ち取っていくという形でやるのももちろん必要なのですが、ワンパッケージの概念を作って、そういう一定のゾーンについては全て許されるというようなアプローチも考えていかないと、疲れてしまうのではないかと思います。時間の経過が早いですし、民間の人たちは海外に行ってしまうし、それでいいのかということを見ると、何かそういう個別具体ではなくて、省庁またぎなのかもしれませんけれども、ワンパッケージのコンセプトとして国として打ち出すようなことをもっとやられたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐久間座長 お願いします。

○青山研究総務官 スマート農業の実証を事業でやっているのですが、それは今ある先端技術にどのようなものがあって、それをどう使えるかということを経営の中で全てを投入してやってみよう。それは現場の課題を解消するために先端技術の力を借りて、今、日本国内で利用できる技術でどんなものがあるかということでやっておりますけれども、完全に自動化というのは、またその一歩先でありますので、そのコンセプトは私どもとしてはムーンショットであるとか、そういう中で考えていきたいと思っております。

今この時点では、まだそこまでの技術の組み合わせもないので、現場でお困りになっているものをまずは解消しようということで進めておりますので、段階を追って行っていくのかなと思っておりますけれども、南雲座長代理がおっしゃっているようなことも将来的には考えていきたいと思っております。

○佐久間座長 南雲座長代理、お願いします。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

課題解決型のアプローチというのは水面の下から水面のところまでしか来ない。そういう限界がありますね。ムーンショットの場合はバックキャストで行くので、少し遠くからビジョンを持って行けるというのがあるのですが、この2つがつかない

ということがよく起こるのです。例えばスマートシティなどの議論をやっているとよく出てきます。なので、今やっていることも、課題解決型の議論とムーンショット型の議論がワンパッケージになって、ここで今話していることがあそこにつながるというようなものが伝わるのが重要だと思うのです。そこが何となく見えていないのではないかというのが私の指摘事項です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、時間も参りました。今日はいろいろ御議論いただきありがとうございました。まず、農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン、これは今でもパブコメ等にかけて改定していただいているということですが、やはり圃場内の遠隔監視による自動走行を可能とするようなガイドラインもタイムリーに早急に見直していただきたいと思えます。

さらに、農水省、警察庁の方には、自動走行トラクターの圃場間移動というのはもちろん最終的というか、あるわけですが、隣の圃場への移動というのは技術的に可能だという話もありますので、そういったときに具体的にどういう安全措置、これも正に都道府県に具体的に示せるような、具体的な安全施策をとればいいのかと。そうすれば自動走行トラクターが圃場をまたいで隣に移動できるかということをもう少し明確にさせていただきたいと思えます。

当然、その際は安全措置というのが過剰にならない、あと、先ほど加藤さんからお話があったように、手続の上でも負担にならないものに是非していただきたいと思えます。

あと、小型農業ロボットにつきましては、農水省さんにおかれては、やはりガイドラインを整備するというところでスケジュールを明らかにしていただきたい。また、警察庁、国交省の方には、先ほどの議論の中で、そもそもどういう位置づけになるのかと。歩行補助車には該当しないのであれば、軽車両なのか何なのか、この辺についても基準を明らかにするよう、スケジュールをお示しいただければと思えます。

以上につきましては、五月雨式で構いませんので、事務局に都度御連絡いただければと思えます。また、ワーキング・グループのほうでも、都度必要に応じてフォローさせていただければと思えます。

本日はどうもありがとうございました。

(説明者交代)

○佐久間座長 それでは、議題3に入ります。議題は「農業データの利活用促進に向けた取組状況について」であります。

議題2と同様、昨年12月18日に開催しました第3回農林水産ワーキング・グループにおきまして、農業データの利活用に関する御要望を伺いました。今回はその要望を受けまして、農林水産省より農業データの利活用推進に向けた取組状況について伺います。

まずは農林水産省から説明をお願いいたします。申し訳ございませんが、3分程度というところで。

○青山研究総務官 1 ページ目を御覧ください。農業データ連携基盤「WAGRI」と呼んでおりますけれども、この概要でございます。外部のデータと農業者自身のデータを集約・統合するハブとしてこの仕組みを期待しております。

2 ページを御覧ください。そのWAGRIの構造を若干詳細に説明しております。外部からのパブリックデータ、それからプライベートのデータエリアを作っております。基本的に農家は直接このWAGRIにアクセスするのではなくて、ICTベンダーを通じて利用する仕組みというのがWAGRIでございます。

3 ページを御覧ください。このWAGRIなのですけれども、2019年4月から運用開始しておりますが、現時点で40社の民間企業が利用する状況でございます。下には実際に運用が始まっております民間事業者のソフトの御紹介をしておりますけれども、NECソリューションイノベータさんは営農支援システムで農地区画、農薬のデータをWAGRI経由で提供していただいているところです。

4 ページを御覧ください。こちら現場におけますスマート農業実証プロジェクトの御紹介です。現在、69地区でスタートしておりますが、これは福井県小浜市の事例でございます。ヤンマー、井関、クボタの大手3社のスマート農機を使っておりますけれども、その運行データを各社専用のアプリだけでしかこれまでは通常使えなかったのですが、それを改善しまして、ウォーターセル社が提供しております「アグリノート」という経営管理ソフトに統合する仕組みを実証事業として行っているところです。

5 ページを御覧ください。農業データの利活用に向けた今後の取組ということで、左側にベンダーさんと農業者からの意見、右側にそれを踏まえた意見を書いております。今後の取組としては、データの充実、病虫害診断ソフトなどのキラーコンテンツの早期実装、3点目としましてスマート実証プロジェクトにおきまして実際に企業間のデータ連携の推進等を進めております。

6 ページを御覧ください。農業分野におけるデータ契約ガイドラインの御紹介ですが、利用が進みませんでしたのはノウハウの流出につながるという懸念があったという認識の下、平成30年12月に農業分野におけるデータ契約ガイドラインを策定したところでございます。こうしたことによって、懸念の払拭に努めているところでございます。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等をお願いいたします。

林専門委員、お願いします。

○林専門委員 御説明ありがとうございました。

農業分野におけるデータの利活用促進は、今後の農業の成長産業化のために非常に鍵となる課題であると思っております。この鍵となる課題を進めるために政策として御検討いただきたいことがございます。今後、トラクターや農業ロボットやドローン、IoT機器などの導入に関する支援を行う際に、農業者が自分のデータや公的なデータを含めて一元

的に使えるようにするために、第一には各機器を提供するメーカーなどとの結ぶ契約において、農業者が希望すれば農業者にデータを戻さなければいけない、提供しなければいけないという生産者目線の契約をすることを一つの要件とすることです。

もう一つは、そのソフトは他社ソフトでも利用できるようにオープンな、APIの開放を行った機器に限ること。先ほど福井県のアグリノートがありましたが、こういったソフトを、アグリノートにかかわらず、他社のソフトでも共通して使えるようにするということです。生産者のメリットを考えますとデータ利活用の促進にはAPI開放が鍵となると思います。今申し上げた、契約面とAPI開放の2点を今後の補助金の交付要件として工夫することを御検討いただけないかと思います。いかがでしょうか。

○佐久間座長 お願いします。

○青山研究総務官 技術の進行状況として、今、ウォーターセル社が一生懸命現場でやっておりますけれども、相当のコストをかけてやっております。実際に条件とした場合に、まだ実行できる体制が現場に整っていないと思いますので、そこは追い追い今後の検討課題になろうかと思えます。

それから、データを戻すというお話なのですけれども、現在の話は農業者の方にデータの所有権があるという前提の契約になると理解をしております。

○林専門委員 私も関わらせていただいておりますが、現在の農業分野におけるデータ契約ガイドラインでは、「データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された当初データ等を提供しなければならない」というガイドラインになっております。契約のときには大体はメーカーさんのほうが生産者に御自身の会社で作った契約のひな型を提供して、ともすれば生産者のほうはそれにサインするだけというような状況があるので、メーカー、企業側が提供される契約の中に、今のガイドラインにある、このような条項をしっかりと盛り込んでいるということを補助金の交付要件として御検討いただけないかということでございます。

○佐久間座長 いかがでしょうか。

○青山研究総務官 今後検討してまいります。

○佐久間座長 竹内委員、その後に藤田専門委員、お願いします。

○竹内委員 ありがとうございます。

今の林先生が御質問されたことで、最後に今後検討ということだったのですけれども、どういう形のタイムラインとかを持っていらっしゃったらそこは教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○青山研究総務官 どういう契約内容になっているかというのを検証しまして、これから要請をしていくことになると思いますけれども、時間的に今やっていることが間に合うかということもありますので、次年度以降になるのかなと、正直言うと感じます。

○竹内委員 1月ですから次年度になるのはしようがないかなとは思いますが。

○青山研究総務官 すみません。令和2年度のものは現に今、進めておりますので、今か

らだと無理かなと思います。

○竹内委員 分かりました。ありがとうございます。

ここから私の質問で、またちょっと今のお話とかぶるところもあるのですが、国としてWAGRIという農業データの連携基盤を構築されて、正に運用を開始したところというお話、開始しているというようなところもございました。こういったデータのプラットフォームを国として提供するというのは非常に素晴らしいことである一方、結構こういう壮大なデータプラットフォームは使い勝手がいいのかどうか。農業者の方たちが本当にどういうふうに見ておられるのか。使いやすいものになるのか、事業者の方たちから見てどうかというところもあるかと思しますので、是非どんどんと育てるというようなことをしていただきたいなというところと、一方、こういったものを使いやすくしていくというようなことの手前のところで、今、お話にも出ました、今あるデータをうまく事業者さんに活用いただくというようなところ。本来は、メーカーさんも事業者さん、農業者さんからお預かりしたデータをもっともっと利用者に対しての便益として提供していくことを考えていただきたいなとも思うのですが、やはりインセンティブを与える補助金という制度がありますので、そういったところをうまく活用しながら、足元にあるデータを今、いかにうまく使っていただくかというところと2段階で考えていただく必要があるのかなというところで、お願いをしたいと思ったのです。

○佐久間座長 お願いします。

○青山研究総務官 現在行っておりますスマート実証プロジェクトは委託費ですので、10分の10の生産者様に負担なしの状態です。支援というか実証を行っております。その中のデータは全てWAGRIに一度格納するということを条件にさせていただいて、とにかくWAGRIを使っていただくことを推進しようということで条件つけて事業を行っているところでございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、藤田専門委員、お願いします。

○藤田専門委員 現場では、データの囲い込みというのは非常に強く感じます。メーカーとしては、当然そうやりたいというのは分かっていますし、そういう方向なのです。うちはここまで全部データを囲える、ここまでできているという話で、どうしても一つのメーカーに偏らざるを得ないような現場が続いております。

そういう中でアグリノートが例えば投資をしていると言われましたけれども、ほかにそれを投資していかないとその囲い込みがなくならないのであれば、やはり投資をする後押しを国のほうから、ほかでいろいろメーカーができるような仕組みというのをお願いしたいなと思っております。

○青山研究総務官 それは一番の課題だと思っておりますので、今後ともその分野に力を入れていきたいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

竹内委員、お願いします。

○竹内委員 委員が委員に聞いていて申し訳ないのですけれども、今、かなりデータの抱え込みが多いというお話があったのですが、やはりAPIのオープン化とかそういったところは、すると非常にメリットが大きいと思うのですけれども、これを農水省さんにもっと積極的に誘導していただくためには何があればよろしいでしょうか。あるいは逆に農水省さんからすると、何が気になってそれをやりづらいところがあるのでしょうか。

○藤田専門委員 今言ったアグリノートがやっているようなことをほかのところでも国が後押ししながらやるメーカーを作っていってもらえばいいことではないかなと思います。開発のクボタさんでもみんなそれを囲い込みたいのですから、そこをなくすには、やはりそこではない組織で投資が要ると言っていますから、その投資をどこかでバックアップするところが要るのではないかなと思います。農研さんとかを含めてやっていただく必要があるかなと思います。

○竹内委員 APIの作成は1カ所でやって、それをクボタさんなり何なりの農機具メーカーに実装していただくということをサポートいただく。ここは何か問題はあるのでしょうか。私が伺ってごめんなさい。

○青山研究総務官 問題は、やり方はどういうものがあるのかということなのですけれども、現に今回、69箇所を実証しておりますけれども、何箇所もウォーターセルのアグリノートは入ってまして、それぞれでいろいろなデータを一つの経営管理ソフトに入れることを実証していただいております。ですから、そこで開発されていくのが将来デファクトスタンダードになっていくのかなと思っております。

○松本室長 冒頭説明したとおりなのですけれども、仕組みとしては、今、WAGRIの機能を使えばシステム間のデータをうまく連携させるような機能があります。現状おっしゃったように各メーカーさんは抱え込みたいということで、なかなか連携まで進んでいないというのが現状なのですけれども、やはり国としてできることは、先ほど御提案のあったようなことであるとか、間に立ってどういったところでうまく協調できるかとか、あと、一番は農家の方に、そういったメーカーさんとかベンダーさんに、農家目線に立って、もっと自分のデータがいろいろなシステムと連携したり、ポータビリティ性が確保されたりというのが非常に有り難いのだということを発信していただけると、我々もそれが後押しになってメーカーさんとの間に立ちやすいかかなと思っています。

○竹内委員 デファクトスタンダードになっていくのかなという形ではなくて、やはりちょっと作っていかないと、そうしたところはなかなか農業者さんからの声だけでは動きづらいと思いますので、是非そこはある意味タイムラインも含めた上で御検討いただくようお願いをしたいなと思います。

以上です。

○佐久間座長 ほかに。

南雲座長代理、お願いします。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

農業活動を通じて集められるデータの中には、非常に公共性の高い用途に使えるデータも多いのだらうと思うのです。鳥獣害の関係とか災害、救急関係、はいかい者の捜索、農道の陥没とかですね。そういったデータを、いわゆる狭い意味での農業ではなく、公共の利益のために使っていくということに関しては工夫の余地があるだらうと。これは例えば農業者からオプトイン的に承諾をもらえばベンダーから当局のほうにデータを出していただくというようなアレンジをすると、ウィン・ウィン・ウィンという形が実現可能なのではないかと思うのですけれども、ただ、これは黙っているとなかなか自律的にはできない。それぞれの利益のもとに自分の方向が決まってしまうので、なかなかこういう全体感があることはできない。

となると、やはりそういったことをするというを当局のほうから文書のような形で出していただくことが好ましいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○佐久間座長 お願いします。

○青山研究総務官 やり方としては、先ほど林専門委員からもその方法について御提案がありましたし、ガイドラインを見直した上でそれを要件化するというような方向ができるかなと、今、御指摘を受けまして、思いました。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、三森専門委員、お願いします。

○三森専門委員 ありがとうございます。

私は今、現場のほうでスマート農業の実証プロジェクトをやらせていただく中で、現場の声としてお願いがあるのですが、データを一元化するときのルールがなされていないとデータ一元化できません。ここに関しては非常に難しい問題ではないと思うのですが、特に果樹のところでは、米はそんなに難しくないのかもしれませんが、果樹では上の病害虫診断システム、これは非常に早く進んでいただきたい農研機構の研究成果であるということもあるのですが、データを入れるときのルールが徹底していないために、これの一元化が余り進んでいないということを私たちは現場で見ているのです。こういったことに関しても、もう少しデータの一元化というところで農水省のほうでもWAGRIのところをせっかく活用するという取組を進めているのであれば、もっと現場の底辺のところでもしっかりルール作りをしていただきたいということをお願いということで、意見をさせていただきます。

○青山研究総務官 具体的にどういうところが一元化されていないのか、またお聞かせいただまして、反映させていきたいと思えます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、時間も参りました。本日は誠にありがとうございました。本日の皆様の御議論を伺って、農水省の方々には、いろいろな農機メーカーのデータを農業者のほうに十分に活用したいという要望がございますので、一方、WAGRIというのが今、進められて

いるというお話を伺いましたけれども、これとは別にもう少し足元の問題として要望について、対応をお願いしたいと思っています。

その一つが、これは御検討いただけるというお話だった、農業分野におけるデータ契約ガイドラインを見直していただくことによって、メーカーが保管するデータ、これを農業者が希望すれば農業者に提供をする契約を結ぶということを公的支援の条件にするということ。さらに、先ほどAPIの開放というものを条件にするといったことも、やはりこれは農業者任せというよりは、これも検討を是非行っていただきたいと思います。

あと、先ほど南雲座長代理からお話のあった公共性の高い用途に関しての農業、農機メーカーから関係当局に、もちろんこれは農業者のほうが承諾した場ですけれども、提供できるということについて、これもガイドラインの見直しを含め、何か形にさせていただければと思います。

以上の検討の結果につきましては、五月雨式で結構でございますので、事務局に連絡していただければと思います。我々のほうとしましても、必要に応じ、ワーキング・グループを開催し、フォローしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

本日はどうも本当に、時間を超過して申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから。

○小見山参事官 次回のワーキング・グループの日程につきましては、改めて調整の上、御報告申し上げたいと思います。

○佐久間座長 それでは、これで会議終了いたします。お忙しい中、時間を超過しましたがけれども、どうもありがとうございました。